

平成16年6月7日(1)

開議 11時01分

○議長 楠本賢治君

おはようございます。

只今の出席議員は17名で、定足数に達していますから、平成16年第3回豊前市議会定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議の結果、お手元に配布のとおり本日6月7日から6月22日までの16日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月22日までの16日間に決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、2番山崎・美議員、16番・永宗彦議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成16年1月分から平成16年4月分までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、その原本を議会事務局に保管していますので、適宜、閲覧をお願いいたします。

日程第4 議案第39号から議案第53号及び報告第1号から報告第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日、ここに、平成16年第3回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件5件、専決処分案件6件、市道路線の認定及び廃止案件1件、あらたに生じた土地の確認案件1件、字の区域の変更案件2件、報告案件3件の合計18件であります。

次に、議案の順序により、ご説明申し上げます。

議案第39号は、農村地域工業等導入促進法に基づく豊前市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第40号は、豊前市語らいの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者

制度を導入するにあたり、所要の規定の整備を行なうための案件であります。

議案第41号は、豊前市観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定の整備を行なうための案件であります。

議案第42号は、豊前市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正する条例の制定についてであります。消防団員等公務災害補償等、責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第43号は、豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、豊前市の公の施設の管理委託制度の見直しを図り、指定管理者制度を導入するにあたり、その手続きに関する規定を整備するための案件であります。

議案第44号は、専決処分についてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に市税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

議案第45号は、豊前市道路線の廃止及び認定についてであります。道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止するにあたり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第46号は、豊前市の区域内にあらたに生じた土地の確認についてであります。護岸改修工事に伴う公有水面埋め立てにより、あらたに生じた土地の確認について、市議会の議決を求める案件であります。

議案第47号は、字の区域の変更についてであります。公有水面埋め立てに伴い、あらたに生じた土地の区域を大字八屋としたいので、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第48号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法第85条第1項の規定による、豊前市合河東部地区の土地改良事業の実施に伴い、字の区域の変更が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第49号は、専決処分についてであります。大平村外一市一村財産組合が管理する財産の所有者である西吉富財産区が、平成16年3月31日を限りに消滅することに伴い、緊急に当該組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

議案第50号は、平成15年度豊前市一般会計補正予算第5号の専決処分についてであります。平成15年度末において、豊前市バス事業特別会計の地方債に増額を見込まれ、一般会計からバス事業特別会計への繰出金に減額が生じ、予算措置について急施を要した

ため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

議案第51号は、平成15年度豊前市バス事業特別会計補正予算第3号の専決処分についてであります。平成15年度末において、地方債に増額が見込まれ予算措置について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

議案第52号は、平成16年度豊前市老人保健特別会計補正予算第1号の専決処分についてであります。平成15年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

議案第53号は、平成16年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号の専決処分についてであります。平成15年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

報告第1号は、平成15年度豊前市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第213条の規定により、年度内にその支出を終わらない見込みのものについて、翌年度繰越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、平成15年度豊前市水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。地方公営企業法第26条第1項の規定により、継続費を過時繰越したので、同法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、訴えの提起の専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でございますので、議員各位には、慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申しまして提案理由の説明を終わります。

○議長 楠本賢治君

説明は終わりました。以上で本日の日程は全て終わりました。

6月14日及び6月15日の本会議において、一般事務に関する質問を行ないます。なお、議案に対する質疑は、6月15日のみといたします。一般質問及び質疑のある方は、本日、午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。発言の順序は、発言通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 11時15分